



八頭町議会

議長 谷本 正敏 様



令和 2 年 7 月 27 日

八頭町議会議員政治倫理審査会
委員長 前田 幸己

調査請求に対する意見書

令和 2 年 6 月 29 日付けで本審査会に請求された事件について、審査の結果、下記のとおり決定したので、八頭町議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 号の規定により提出します。

記

1 審査会の設置

令和 2 年 6 月 22 日

（審査委員） 前田 幸己 西尾 節子 池本 強
宗元 英敏 小倉 一博 栄田 秀之

2 審査請求の対象となった議員

坂根 實豊 議員

3 調査請求の対象となった事由

坂根實豊議員が町と結んだ除雪業務委託契約に基づき行った除雪作業が、地方自治法（以下「法」という。）第 92 条の 2 に抵触するか否かについて

4 審査年月日

第 1 回 令和 2 年 6 月 29 日、第 2 回 令和 2 年 7 月 6 日

第 3 回 令和 2 年 7 月 14 日、第 4 回 令和 2 年 7 月 20 日

5 審議経過

別紙のとおり

6 審査の結果

当該議員の行動は、法第 92 条の 2 に抵触しないと判断した。

（理由）

委員からは、当該議員の行動は、法第 92 条の 2 に抵触するという意見と、抵触しないという意見の両方が出たが、地域の事情等を鑑み抵触しないと判断した。

ただし、当該議員が町と金銭のやり取りを伴う契約を締結したことは、町議会議員及び監査委員としての姿勢に問題があり、また、町もこのような契約を行ってきたことは、町民に疑惑をもたれる恐れがあり、速やかに是正されるべきである。なお、令和 2 年 4 月 10 日付けで監査委員は辞任している。

審議経過

1 第1回審査会

令和2年6月29日（月）、委員全員の出席により開催した。

議長あいさつの後、委員長の選出が行われ池本委員が委員長に就任された。

その後、議長から提出された審査請求書等配布資料の説明があり、質疑を行った。協議の中で委員から請求者の説明が聞きたいという提案があり、川西議員、小原議員の説明を受けた。

また委員より、この審査会は八頭町議会議員政治倫理条例に基づき、議長からの請求について審査を行う審査会である旨の確認があった。

終わりに次回審査会までに資料を確認し、次回の審査会で質疑、審査を行うこととし閉会した。

2 第2回審査会

令和2年7月6日（月）、委員全員の出席により開催した。

本審査会について非公開で行うべきであると委員から提案があり、公開にするか非公開にするか協議した。協議の中で池本委員長が委員長を辞任し、新たに前田委員を委員長に選出し、就任された。

3 第3回審査会

令和2年7月14日（火）、委員全員の出席により開催した。

条例第7条第4項に基づき審査会を非公開とするかが諮られ、4名の賛成があり、本審査会は非公開とすることを決定した。その後、調査請求書等配布資料の内容や経過について説明があり、質疑を行った。その中で、坂根議員に経過の説明を求めること、4月9日、4月20日、5月11日の全員協議会の会議録、4月15日の議会運営委員会の会議録の写しを求めることが提案され、本審査会として坂根議員の出席及び要求された資料の提出を求める 것을決定した。また、意見書提出期限について、審査会が議長の請求を受けた日から60日以内であることを確認した。

4 第4回審査会

令和2年7月20日（月）、委員全員の出席により開催した。なお出席を求めた坂根議員は欠席であった。

前回の審査会で求めた資料の説明が行われ、その後、慎重な審査を行い、意見書の取りまとめを行った。